

**全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大
及び電子カルテ情報及び交換方式の標準化
について
(参考資料)**

1. 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大 について

全国の医療機関等が確認できるレセプト情報（案）

【目指すべき姿】

最終的には、全国どこでも安心して自身の保健医療情報が医師などに安全に共有されることにより、通常時に加え、救急や災害時であっても、より適切で迅速な診断や検査、治療等を受けることを可能とする。来年3月からは特定健診情報を、来年10月からはレセプト記載の薬剤情報を確認できることとし、その後も確認できる情報を順次追加。

（薬剤情報とあわせて提供予定の情報）

基本情報： 氏名 性別 生年月日 調剤年月日 医療機関名 ※ 医療機関名は患者のみ提供
薬剤情報： 薬剤名

① 過去の受診医療機関への照会が可能となる情報

基本情報： 医療機関名 診療年月日

② 過去や現在の具体的な診療歴を把握することにより、今後のより適切な診断や検査、治療方針の検討に有用と考えられる情報

診療行為： 手術（移植・輸血含む）＋ 入院料等 のうち、短期滞在手術等基本料
放射線治療
画像診断 病理診断 ※ 画像診断・病理診断の実施状況が確認可能
医学管理等＋ 在宅医療 のうち、在宅療養指導管理料
処置 のうち、人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流

注：レセプト上の傷病名の提供に当たっては、患者への告知を前提とすることとし、レセプト上で告知状況を確認できる方法を十分に議論した上で、あらためて提供の仕組みを検討・実装することとする。

2. 電子カルテ情報及び交換方式の標準化について

電子カルテ情報及び交換方式の標準化について

【目指すべき姿】

医療機関同士などで入退院時や専門医・かかりつけ医との情報共有・連携がより効率・効果的に行われることにより、より質の高い切れ目のない診療やケアを受けることが可能になる。

1. 電子カルテ情報及び交換方式等の標準化の進め方

- ① 医療機関同士などでデータ交換を行うための規格を定める。
- ② 交換する標準的なデータの項目、具体的な電子的仕様を定める。
- ③ 厚生労働省標準規格として採用可能なものか民間団体による審議の上、標準規格化を行う。
- ④ ベンダーにおいて標準化されたカルテ情報及び交換方式を備えた製品の開発を行う。
- ⑤ 医療情報化支援基金等により標準化された電子カルテ情報及び交換方式等の普及を目指す。

2. 標準化された電子カルテ情報の交換を行うための規格や項目(イメージ)

- ・ データ交換は、アプリケーション連携が非常に容易なHL7 FHIRの規格を用いてAPIで接続する仕組みをあらかじめ実装・稼働できることとする。
- ・ 標準化を進める電子カルテの文書情報について、まず①診療情報提供書、②キー画像等を含む退院時サマリー、③電子処方箋、④健診結果報告書とする。
- ・ 文書以外のデータについては、傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、救急時に有用な検査情報、生活習慣病関連の検査情報の標準化を進める。

※HL7 FHIRとは、HL7 Internationalによって作成された医療情報交換の次世代標準フレームワーク。

※API (Application Programming Interface) とは、システム間を相互に接続し、情報のやり取りを仲介する機能。